



報道機関 各位

【埼玉県・さいたま市同時発表】
 記者発表資料
 平成24年6月20日(水)
 問い合わせ先：都市経営戦略室
 担当：大西・安部
 電話：048-829 1064
 内線：2134

第6回埼玉県・さいたま市企画調整協議会の開催結果について ~ 県市が防災分野の8施策での連携に合意 ~

埼玉県・さいたま市企画調整協議会の第6回会議を下記のとおり開催しましたので、その結果の概要をお知らせします。

記

- 日時 平成24年6月20日(水) 午前10時~午前11時
- 場所 埼玉県庁 2階 庁議室
- 出席者

埼玉県		さいたま市	
下仲宏卓	企画財政部長	森田 治	政策局長
中野 晃	企画財政部参事兼副部長	井上靖朗	政策局総合政策監
川上和宏	企画財政部地域政策局長	篠宮正巳	財政局財政部長

4 会議の結果

- (1) 次の事項について第2回会議(2月開催)で示された連携の方向性に基づく対応方針について協議し、防災分野の8施策で連携して取り組むことを合意しました。

分野	協議事項		関係課(担当・係)	
			埼玉県	さいたま市
防災	大規模災害対策における連携	帰宅困難者対策	消防防災課 災害対策担当 048-830-8181	防災課 防災対策係 048-829-1127
		緊急輸送道路沿道建物の耐震化	建築安全課 震災対策・構造指導担当 048-830-5527	建築総務課 企画係 048-829-1539
	ゲリラ豪雨対策における連携	河川整備と下水道整備	河川砂防課 計画調整担当 048-830-5162 都市計画課 公共下水道担当 048-830-5458	河川課 調査係、計画係 048-829-1585 下水道計画課 計画第1係 048-829-1566

対応方針の内容に関するお問い合わせは各関係課にお願いします。

(2) 次の項目を協議事項として追加することを決定しました。

分野	協議事項	想定される事項
福祉	生活保護行政における連携	生活保護受給世帯に対する学習支援、生活保護不正受給対策 など
水道	国際協力における連携	水道事業に関する国際技術協力 など
交通安全	交通安全対策における連携	通学路の安全確保、自転車安全利用、違法駐車防止対策 など

なお、第7回協議会は、協議事項として追加した「福祉」分野の「生活保護行政における連携」及び「水道」分野の「国際協力における連携」、「交通安全」分野の「交通安全対策における連携」並びにこれまで協議を行ってきた事項の中から具体的な連携に向けた対応方針等が固まった案件についての協議を行います。

対応方針について

以下の3テーマについて、担当課から対応方針が報告され、了承されました。

1 帰宅困難者対策

(概要)

県、市、鉄道事業者、駅周辺事業者等で帰宅困難者対策協議会を設置し、駅前等の情報提供体制や、駅利用者への帰宅困難者対策の普及啓発について検討する。
帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保・拡充に努めるとともに、一斉帰宅を抑制するために「むやみに移動を開始しない」という原則の普及啓発を行っていく。

(ねらい)

帰宅困難者対策は、首都圏共通の課題である。民間事業者を巻き込んだ、県とさいたま市の取組みをモデルケースとし、他の市町村へ広めていく。

(これまでの取組状況)

- 帰宅困難者対策協議会の設置(県・市)
 - ・大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置(平成24年4月26日設置)
 - ・浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置(平成24年6月5日設置)
 - (構成員) 県、市、鉄道事業者、駅周辺事業者(デパート、ホテル、集客施設など)、警察等
 - (協議会の運営) 年3回程度
 - (協議会事務局) 県・市
 - (作業部会の設置・運営) 毎月、県・市
- 一時滞在施設の民間施設事業者へ協議会の参加を要請し、大宮駅7事業者、浦和駅7事業者が参加(市)

合意した連携施策

帰宅困難者対策協議会の運営を通じた連携の強化

施策の概要

帰宅困難者対策協議会を通じ、関係機関の連絡体制を構築するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、行政の役割分担を明確化する。

事業内容

- ・構成員間の連絡体制の構築(県・市)
- ・駅前等での情報提供体制(県・市)
- ・駅利用者への帰宅困難者対策の普及啓発(県・市)
- ・一時滞在施設の情報共有(県・市)
- ・一時滞在施設への誘導方法(県・市)

帰宅困難者対策訓練の実施

施策の概要

鉄道事業者、駅周辺事業者、行政の役割分担を検証するため、大規模災害が発生し鉄道機関の運行が停止したという想定で、駅周辺の帰宅困難者を一時滞在施設に受け入れる訓練を実施する。

事業内容

- ・浦和駅帰宅困難者対策訓練(平成24年9月 県・市)
- ・大宮駅帰宅困難者対策訓練(平成25年2月 県・市)

一時滞在施設の拡充

施策の概要

- ・ 駅周辺の混乱を防止するため、帰宅困難者の一時滞在施設の確保・拡充に努める。

事業内容

- ・ 帰宅困難者推計調査の実施（平成24年6月～9月、県）
- ・ 一時滞在施設確保目標の検討（10月 県・市）
- ・ 民間施設事業者への働き掛け（10月～、県・市）

「むやみに移動を開始しない」の普及啓発

施策の概要

- ・ 一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するために、「むやみに移動を開始しない」という原則を普及啓発する。

事業内容

- ・ 九都県市での効果的な周知方法の検討及び啓発事業（リーフレット作成等）への参加（県・市）
- ・ 国の首都直下地震帰宅困難者等対策協議会への参加（県・市）
- ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会での検討（県・市）
- ・ 安否確認手段の周知（県・市）

2 緊急輸送道路沿道建物の耐震化

（概要）

緊急輸送道路沿道で多くの県民が利用する民間建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者への働きかけが必要である。

路線種別や建築年代による優先度をつけ、さいたま市は7月から個別訪問により耐震診断や補強工事の実施を働きかける予定である。

建物所有者への働きかけに県職員も同行するなどさいたま市の取組に県が協力していく。

（連携のねらい）

緊急輸送道路は、路線の一部が閉塞しただけでも機能しない。

県及びさいたま市などの11市（特定行政庁）は、緊急輸送道路沿道建物の耐震化を促進する。

現在、対象となる建築物の半数以上がさいたま市内にあるため、県市の連携は必須である。

（これまでの取組状況）

緊急輸送道路閉塞建築物耐震化促進協議会（平成23年10月28日設置）での調整

- ・ 県及び特定行政庁（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市）が設置する協議会において、情報交換及び耐震化促進策の検討、スケジュール調整などを実施。

（目標） 県所管（52市町村）：平成26年度までに耐震診断100%
特定行政庁：平成27年度までに耐震診断100%

合意した連携施策

建物所有者への働きかけ

- ・ 緊急輸送道路を閉塞する恐れのあるさいたま市内の建物の所有者に、耐震診断や耐震補強工事の実施を働きかける。

7月から実施予定

3 河川整備と下水道（雨水貯留管）整備等

（概要）

河川整備と下水道（雨水）整備を担当する県市の部署で構成する協議会を設けて、事業実施計画の調整や事業進捗の調整等を行う。

（ねらい）

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、さいたま市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県とさいたま市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるようにする。

（これまでの取組状況）

- （1）河川・下水道事業調整協議会の設置（平成24年3月13日設置）
 - ・3月以降、これまでに3回開催。（3月13日、5月11日、6月1日）
- （2）県市合同のパトロールの実施（6月19日、第2回も今後実施予定）
 - ・施設の管理状態を確認。

合意した連携施策

河川・下水道事業調整協議会の運営を通じた取組の強化

施策の概要

- ・さいたま市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県とさいたま市が連携して、河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的に設置した「河川・下水道事業調整協議会」の運営を通じて取組を強化する。

事業内容

- ・浸水被害の状況及び要因の把握
- ・浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- ・事業実施計画の調整や事業進捗の調整等

緊急的な浸水被害軽減対策

施策の概要

- ・今年の出水期（局地的な大雨が多い時期）に対応するため、現時点で取り組むソフト対策。

事業内容

- ・県市合同のパトロールを実施し、施設の管理状態を確認する。
- ・既設排水ポンプの放流可能量を現時点での河川整備状況で見直し、増量可能箇所排水ポンプの能力を最大限に活用する。

浸水被害軽減対策

施策の概要

今年の渇水期（11月頃～）から順次取組みに着手できるよう、以下の視点から浸水被害軽減対策をまとめる。

事業内容

ア 事業計画・進捗の調整

河川整備と下水道整備の事業中の箇所について、両事業の進捗調整を行い、効果的な事業実施を実現する。また、今後、事業実施する箇所あるいは、事業計画の変更が可能な箇所については、事業計画の見直しを行う。

イ 事業進捗情報等の共有化

河川や下水道の事業進捗と合わせて排水能力がアップできるよう、進捗情報の共有化を図る。

ウ 施設管理に資する情報の共有化

県と市で、降雨情報や水位等の各施設に関する情報を共有し、既存施設を有効的に活用することなどにより、施設管理の充実を図る。